

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６協賛金等募集要綱

（趣旨）

第１条 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６（以下「大会」という。）が、県民をはじめ多くの方々の協力と参加により、大会に参加されるすべての方がスポーツや文化・芸術活動を楽しみ、かつ埼玉県の魅力やおもてなしがいつまでも心に残る大会となるよう、大会の開催趣旨に賛同をいただける企業や団体、個人等（以下「企業等」という。）に対し、広く協賛金等を募集する。

（協賛金等の種類及び用途）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）協賛金等

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する協賛及び寄附

（２）協賛

協賛金、協賛物品及びその他協賛（役務の提供等）

（３）寄附

寄附金、寄附物品及びその他寄附（役務の提供等）

２ 協賛金等は、そのすべてを大会の運営に充て、目的以外用途には一切使用しない。

（募集期間）

第３条 協賛は、令和７年７月１日から令和８年６月３０日までとする。

２ 寄附は、令和７年７月１日から令和８年１０月３１日までとする。

（協賛金等の申込等）

第４条 実行委員会会長（以下「会長」という。）は、協賛金等を申し込む企業等（以下「申込者」という。）に対し、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６協賛申込書もしくはねんりんピック彩の国さいたま２０２６寄附申込書（以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

（協賛金等の申込受理等）

第５条 会長は、前条の申込書の提出があった場合、第１１条第１項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対してねんりんピック彩の国さいたま２０２６協賛受理書もしくはねんりんピック彩の国さいたま２０２６寄附受理書（以下「受理書」という。）により受理した旨を通知する。

（協賛金及び寄附金の納入等）

第６条 協賛金及び寄附金の納入は、受理書の通知を受けた申込者が、会長が指定する口座に納入することによって行うものとする。

2 会長は、協賛金及び寄附金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

（協賛物品及び寄附物品の受納等）

第7条 協賛物品及び寄附物品については、受理書の通知を受けた申込者が、会長が指定する方法により、協賛物品、寄附物品を納品することによって行うものとする。

2 会長は、協賛物品及び寄附物品の納品を確認したときは、申込者に対して受納書を発行する。

（その他協賛及びその他寄附の実施等）

第8条 その他協賛及びその他寄附については、受理書の通知を受けた申込者が、会長が指定する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。

2 申込者がその他協賛及びその他寄附を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

（協賛者及び寄附者）

第9条 協賛者とは協賛を行った企業等をいう。

2 寄附者とは寄附を行った企業等をいう。

（協賛者及び寄附者に対する謝意の表明）

第10条 協賛者及び寄附者に対する謝意の表明は、別に定めるところにより行う。

（協賛者の特典等）

第11条 協賛者の特典は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

2 企業等が複数年（複数回）に渡り協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

（協賛金等申込の不受理等）

第12条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- （1）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- （3）法令又は公序良俗に反する者
- （4）大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- （5）その他、会長が不相当と判断する者

2 会長は、申込書を受理された者が、その後前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛金等を取り消すものとし、協賛者、寄附者に対しその旨を通知するとともに、原則として協賛金等を返戻す

る。

(税務上の取り扱い)

第 13 条 協賛は、広告宣伝費として全額損金算入できる。

2 寄附は、一般寄附金として限度額範囲内で損金算入できる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。